

「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による  
就学支援事業の継続を求める意見書

東日本大震災から4年が経過した。平成23年度に創設された「被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金」は、平成27年度から「被災児童生徒就学支援等事業交付金」となり、被災した子どもたちに対し、学校で学ぶための諸経費及び通学費(スクールバスの諸経費を含む)等の補助が行われており、極めて有効な支援事業として機能している。

現在も、多くの子どもたちが県内外で避難生活を送り、避難先のそれぞれの学校で学んでいる。未だにふるさとに帰還することもできず、経済的な支援を今後も必要とする子どもが多く存在し、特に、仮設住宅及び借り上げ住宅に暮らす子どもたちは、スクールバスで通学したり、保護者の送迎により通学するなど大変厳しい環境の中で生活しながら学んでいる状況である。

福島県だけではなく、宮城県、岩手県など広範囲の被災地でも、被災した多くの子どもの就学支援が行われている。この「被災児童生徒就学支援等事業交付金」による就学支援は非常に重要であり、平成28年度以降も特例交付金制度が継続され、必要な財政措置が行われ、被災した子どもたちに継続した就学支援事業を実施できるようにする必要がある。

このような理由から、下記の事項の実現について、地方自治法第99条にもとづき意見書を提出する。

1. 東日本大震災によって経済的に困窮している家庭の子どもたちの就学・修学を保障するため、引き続き、平成28年度以降も全額国費で支援する「被災児童生徒就学支援等事業交付金」を継続すること。

平成27年6月22日

福島県伊達郡桑折町議会

復興大臣	殿
文部科学大臣	殿
総務大臣	殿
財務大臣	殿